

地方独立行政法人茨城県西部医療機構第 2 期中期計画の変更について

1 変更の目的

地方独立行政法人茨城県西部医療機構が、新たに健診センター（仮称）の整備、運用を行うため、中期計画について所要の変更を行う。

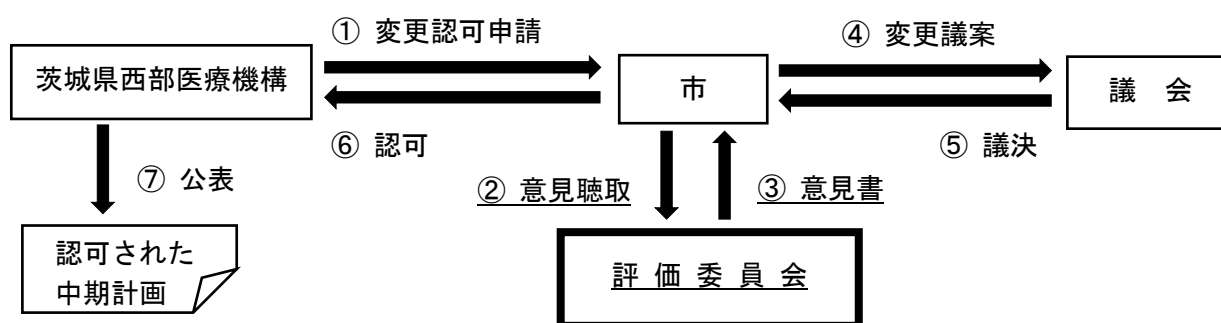
2 根拠法令

- 地方独立行政法人法第 26 条第 1 項及び第 4 項、第 83 条第 3 項
- 地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例第 1 条の 2 第 1 号

3 主な変更箇所

- 前文
- 第 2 1 (1) 優秀なスタッフの確保 指標
- 第 2 3 (3) 健康の増進、疾病の予防及び予防医療の活動
- 第 4 1 経営基盤の構築 指標
- 第 4 2 (2) 費用の節減 指標
- 第 6 1 予算（2022年度から2025年度まで）
- 第 6 2 収支計画（2022年度から2025年度まで）
- 第 6 3 資金計画2022年度から2025年度まで
- 第 12 1 施設及び設備に関する計画（2022年度から2025年度まで）
- 第 12 2 (2) 長期借入金償還債務（長期リース債務を含む。）

4 変更の手続き



【参考】

■ 地方独立行政法人法 (中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。（料金及び中期計画の特例）

第八十三条 (略)

2 (略)

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

■ 地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例 (所掌事務)

第 1 条の 2 委員会は、法第 11 条第 2 項各号（同項第 6 号を除く。）に掲げる事務をつかさどるほか、同項 6 号の規定により、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 法第 26 条第 1 項に規定する中期計画の作成及び変更に関すること。
- (2) (略)